

昭和四十年法律第八十五号

閉鎖機関等の規定によつてされた信託の
処理に関する法律

1 次の各号の一に掲げる法令の規定によつてさ
れた信託は、当該信託行為に定める存続期間の
経過後六年間は、なお存続するものとみなす。

一 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四
号）第十九条の二十八

二 閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭和二
十九年法律第百五号）附則第三項

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦
内にある財産の整理に関する政令（昭和二十
四年政令第百九十一号）第二十八条の十二

四 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦
内にある財産の整理に関する政令の一部を改
正する法律（昭和三十一年法律第百十一号）
附則第三項

2 前項の規定は、受託者が当該信託行為に定め
る存続期間中に完了しない信託事務を引き続き
処理したい旨を、当該期間の経過前に、財務大
臣に申し出た場合に限り適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十五年五月一八日法律第七
〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十一年二月二二日法律第
一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日